

「大分しいたけ源兵衛塾」実施要領

第1 目的

大分県のしいたけ栽培は、開祖と言われる源兵衛翁の時代から長い歴史を持ち、これまで農山村の経済を支えてきた。近年は気候変動の影響による収量の低迷、生産者の高齢化、担い手不足等、しいたけ生産を取り巻く状況は極めて厳しいものとなっている。

このような状況を克服し、伝統あるしいたけ産業の更なる振興に向けて、生産者の経営意識、生産技術の向上を図るため、「大分しいたけ源兵衛塾（以下「塾」という。）」を開講し地域リーダーの養成を強力に推進する。

第2 事業実施主体

塾の事業実施主体は、大分県椎茸振興協議会（以下「協議会」という。）とする。

第3 研修内容

1 塾に乾しいたけ・原木生しいたけ・菌床生しいたけ・経営改善の4部会を設け、個別研修及び集合研修を行う。

2 研修期間は、1期2年を単位とし研修内容は次のとおりとする。

（1）塾の開講式

（2）全体研修・地区研修

椎茸の生産、流通、消費、経営等に精通した講師の講義により研修を行う。

（3）現地研修

県内外の先進事例について調査研修を行う。

（4）経営研修

経営改善、マネジメントの習得のための研修を行う。

（5）研修発表

研修成果について発表し、意見交換を行う。

（6）塾の閉講式（卒塾証書の授与）

3 前項の研修はその目的と内容に応じて、卒塾生を対象に合同または単独で開講することができる。

第4 塾長

塾には塾長を置き、塾の指導総括を行うことができる。

第5 塾生の対象者

- 塾生は、以下の要件を満たす者とする。
- (1) しいたけの生産に従事する者であること。
 - (2) 生産意欲旺盛な中核的生産者または、今後中核的生産者として地域リーダーとなる意欲のある者。

第6 技術アドバイザーの設置

塾の研修内容を充実させるため、学識経験者及び団体、メーカー等の指導者、優良生産者等からなる技術アドバイザーを設置し研修方針等について意見を聞くことができる。

第7 入塾申込

入塾を希望する者は、塾生申込書（別紙様式1）に市町村長の推薦書（別紙様式2）を添付し、所管する振興局を経由して、大分県椎茸振興協議会長へ提出するものとする。

第8 負担金

協議会は、研修の実施にあたっては、その経費の一部を塾生から負担金として徴収することができる。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施にあたり必要な事項は別に定めるものとする。

附則　この要領は、平成14年度の予算にかかる事業から適用する。

附則　改正後の要領は、平成16年度の予算にかかる事業から適用する。

附則　改正後の要領は、平成18年度の予算にかかる事業から適用する。

附則　改正後の要領は、平成26年度の予算にかかる事業から適用する。

附則　改正後の要領は、平成28年度の予算にかかる事業から適用する。

附則　改正後の要領は、令和4年度の予算にかかる事業から適用する。

様式 1

「大分しいたけ源兵衛塾」入塾申込書

令和 年 月 日

大分県椎茸振興協議会 会長

住 所
電話番号
ふり がな
氏 名

大分しいたけ源兵衛塾に入塾したいので、「大分しいたけ源兵衛塾」実施要領第7の規定により申し込みます。

生年月日	昭和・平成 年 月 日 生 (満歳)	性別 男・女
椎茸生産経験年数と 現在の生産規模	栽培経験 年 生産規模 kg／年 (年間 万駒)	
所属希望部会	・乾しいたけ部会 ・菌床しいたけ部会 ・原木生しいたけ部会 ・経営改善部会	
将来の生産目標 (生産量、販売単価、 施設改善計画、栽培 技術改善等の目標)		
振興局長の意見	振興局長	

様式 2

「大分しいたけ源兵衛塾」塾生推薦書

令和　年　月　日

大分県椎茸振興協議会 会長

市町村長

下記の者を「大分しいたけ源兵衛塾」塾生として推薦します。

記

住 所 :

氏 名 :